

定期報告書

平成 年 月 日

兵庫県知事

殿

住所

法人の場合には、その名称及び代表者の氏名

氏名

電話番号

FAX番号

— —

— —

印

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称				
家畜の所有者の住所	郵便番号 —			
管理者の氏名又は名称				
管理者の住所	郵便番号 —			
農場の名称				
農場の所在地	郵便番号 —			
家畜の種類及び頭羽数	馬	その他 ()	その他 ()	その他 ()
	頭	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)
畜舎等の数	畜舎			

注意 本報告は家畜防疫の目的に資するため、他の県機関、農場所在市町に情報提供することがあります。

注意

- 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外の管理者がある場合にあつては、当該管理者）が作成し、提出すること。なお、本報告書に記載する事項は、当該年の2月1日時点のものとすること。また、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
- 2 「管理者の氏名又は名称」欄及び「管理者の住所」欄には、家畜の所有者以外に当該家畜の管理者がある場合に記入すること。
- 3 家畜の飼養頭羽数については、当該年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあつては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。
- 4 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、牛、豚、鶏、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。

【参考】

- 1 飼養している家畜の頭羽数が以下の家畜の所有者は、飼養家畜の種類及び頭羽数のみ報告
 - ・牛、馬は1頭
 - ・鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししは6頭未満
 - ・鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥は100羽未満
 - ・ダチョウは10羽未満
- 2 飼養している家畜が以下の頭羽数以上いる家畜の所有者は大規模所有者とする。
 - ・牛、馬：200頭以上（ただし、月齢が17月未満の乳用種の雄及び交雑種、及び24月未満のその他の牛は3000頭以上）
 - ・鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：3000頭以上
 - ・鶏、うずら：10万羽以上
 - ・あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥：1万羽以上

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

※記載方法：遵守している項目の欄にチェック印を付けること。
該当しない項目には、「-」を付けること。

(4) 馬の場合

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）	
① 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例)・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	<input type="checkbox"/>
2. 衛生管理区域の設定	
① 衛生管理区域を設定している。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	<input type="checkbox"/>
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	
① 門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	<input type="checkbox"/>
② 衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 厩舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
4. 野生動物等からの病原体の侵入防止	
① 厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
② 飼養する馬に飲用に適した水を給与している。	<input type="checkbox"/>
③ 馬の死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
5. 衛生管理区域の衛生状態の確保	
① 厩舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	<input type="checkbox"/>
② 馬房が空になった場合には、清掃及び消毒をしている。	<input type="checkbox"/>
6. 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	
① 馬に異状を確認した場合には、直ちに獣医師の診療を受けることとしている。	<input type="checkbox"/>
② 毎日、飼養する馬の健康観察をしている。	<input type="checkbox"/>
③ 他の農場等から馬を導入する場合には、導入元での疾病の発生状況や導入する馬の健康状態の確認等をしている。	<input type="checkbox"/>
④ 他の農場から馬を導入した場合には、当該家畜に異状がないことを確認するまでの間は、他の馬と接触させないようにしている。	<input type="checkbox"/>
⑤ 馬の移動又は出荷を行う場合には、移動又は出荷の直前に健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>
⑥ 家畜の死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。	<input type="checkbox"/>
7. 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	
① 馬の導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
② 馬の異状に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。	<input type="checkbox"/>
8. 大規模所有者に関する追加措置（大規模所有者のみ記入）	
① 農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている担当獣医師又は診療施設を定め、馬の健康管理について定期的に指導を受けている。	<input type="checkbox"/>
② 伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底している。	<input type="checkbox"/>

※その他：飼養衛生管理基準の項目以外に行っている衛生管理の取組を記入。